

## 令和8年度尾道市就学援助受給申請のお知らせ

令和8年1月

尾道市教育委員会

尾道市教育委員会では、家庭の事情に応じて、学用品費や学校給食費など学校で必要な費用の一部を援助する制度があります。援助の内容については、変更の可能性もありますのでご了承ください。

## 1 援助を受けることができる人（次のいずれかに該当する人）

区分	申請理由	注意事項・添付書類
1	生活保護を受けている	必ず申請してください。
2	生活保護が停止又は廃止になった	令和7年4月2日～令和8年3月31日の間に限ります。
3	市民税が非課税（世帯全員） （地方税法第295条）	決定通知書の写しを提出してください。 減免通知書の写しを提出してください。 家屋新築による減額は除きます。減免通知書の写しを提出してください。
	市民税が減免された（世帯全員） （地方税法第323条）	
	個人事業税が減免された	
	固定資産税が減免された（地方税法第367条）	
4	国民年金の保険料が免除された（世帯全員） （国民年金法第89条・第90条）	国民年金保険料免除申請承認通知書の写しを提出してください。
5	国民健康保険料が減免又は徴収猶予された（世帯全員）（国民健康保険法第77条）	国民健康保険料の減免又は徴収猶予がわかる決定通知書の写しを提出してください。
6	生活福祉資金の貸付を受けている	対象となるのは貸付の決定を受けた年度中のみで返還中は対象となりません。生活福祉資金貸付決定通知書(写)を提出してください。
7	雇用保険の失業給付を受けている	雇用保険受給資格者証の写しを提出してください。
8	児童扶養手当を受けている	
9	経済的に困っている （令和7年分の世帯総所得金額が市の基準を下回る世帯）	同一世帯の合計所得金額で判定します。 なお、当制度においては、次の人も「同一世帯員」とみなします。 ・世帯を分けている（世帯分離の）同居者 ・単身赴任中の家族

※所得の申告をされていない場合は審査ができませんので、必ず所得の申告をしてください。所得がない場合でも申告が必要です。

※令和8年1月2日以降に尾道市に転入された人（令和8年1月1日時点で尾道市に住居登録がない人）は、前住所地の市町が発行する令和8年度所得課税証明書が必要です。（令和8年度所得課税証明書はおおむね6月頃取得可能になります。）

※初めて申請する人及び前年度受給者で振込口座を変更する人は、通帳の写し（口座名義、口座種別、口座番号、支店名の確認できるもの）を提出してください。

## 2 申請の方法

援助を希望する人は、就学援助費申請書に記入のうえ、必要書類を添付して、児童生徒の在籍する学校へ提出してください。前年度に就学援助を受けている人も、再度申請が必要となります。

申請受付期間	在校生	令和8年2月27日(金)まで	在籍する学校へ申請書等を提出してください。
	新入生	令和8年4月10日(金)まで	

## 3 認定結果通知・支給方法

申請受付期間までに申請された人の判定結果は、6月上旬に児童生徒が在籍する学校を通じてお知らせします。

認定された場合、就学援助費を申請者（保護者）口座へ振り込みます（学校給食費・医療費を除きます）。支給前に「支給明細書」で支給費目や金額、振込予定日をお知らせしますので、ご確認ください。

学校納入金に未納がある場合、児童生徒が在籍する学校へ振り込むことがあります。申請書で同意のうえ、申請してください。

#### 4 援助の内容 (金額は令和7年度の年額です。)

※ 支給は月末払いです。

援助の内容		対象(認定種別)	支給学年	支給金額	支給時期	振込先	備考
学用品費 通学用品費 校外活動費 (宿舎等ないもの)	準要保護		小1	13,230 円	年 3 回 (6月・9月・2月)	申請者 口座	左記の金額を年 3 回(学期ごと)に分けて支給。年度途中の認定者については、月割の金額を支給。
			小2~6	15,500 円			
			中1	25,040 円			
			中2~3	27,310 円			
校外活動費 (宿舎等ないもの)	準要保護		小学生	上限 3,690 円	実施後 (年1回)	申請者 口座	交通費と見学料(入場料や飯盒炊さん費用等)が対象。
			中学生	上限 6,210 円			
新入学児童生徒学用品費	準要保護		就学予定者 (新小1分)	57,060 円	3月(入学前)	申請者 口座	小学校入学前に別途申請が必要。
			小6 (新中1分)	63,000 円	2月		
修学旅行費	要保護 準要保護		小6 中2	実 費	実施後	申請者 口座	修学旅行に要する経費が対象。 (支給制限あり)
通学費	準要保護		全員	実 費	実施後	申請者 口座	片道の通学距離が、小学校 4 km以上、中学校 6 km以上ある者が、公共交通機関を使用した場合(特別支援学級は距離制限なし)。
学校給食費	準要保護		全員	実 費	-	※	※市の給食費会計に代理納付します。
体育実技用具費	準要保護		中学生	柔道 上限 7,650 円 剣道 上限 52,900 円	実施後 (在学中(3年間に1回のみ))	申請者 口座	授業のために必要な用具を購入した場合、左記の金額を限度として支給。
医 療 費	疾 病	要保護 準要保護	全員	自己負担額 (保険優先)	医療券 交付	医療 機関	対象疾病 ・う歯 ・中耳炎 ・トラコーマ ・結膜炎 ・アデノイド ・白せん、かいせん、膿痂疹 ・慢性副鼻腔炎 ・寄生虫病
	通院費	要保護 準要保護	全員	自己負担額	受診後	申請者 口座	最寄りの医療機関と学校との距離が 4km以上で、公共交通機関を利用した場合。
<p>※ 教育委員会が発行した医療券を提出すれば、無料で受診できます。必ず受診前に学校へご連絡ください。</p> <p>※ <u>ひとり親家庭等医療費助成制度又は子ども医療費助成制度との併用はできません。</u>ご注意ください。</p>							

\*要保護：生活保護世帯の児童生徒。

\*準要保護：要保護者に準ずる程度に困窮している世帯の児童生徒で、教育委員会が援助を必要と認めた児童生徒。

#### 5 特別な支援を要する児童生徒の援助について

通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3(特別支援学校の入学基準)に規定する障害の程度に該当すると教育委員会が判断した児童生徒については、特別支援教育就学奨励費の対象となります。詳しくは児童生徒が在籍する学校または教育指導課に設置しております「特別支援教育就学奨励費のお知らせ」をご覧ください。

#### 6 認定後、手続きを必要とする場合

認定後、次の場合には、速やかに学校又は教育委員会へご連絡ください。

- ※ 申請書に記入した内容の変更が生じる場合(世帯員の増減や市内転居、保護者変更等)
  - ※ 年度途中で、市外へ転出・転校する場合
  - ※ 申請理由に該当しなくなる場合(児童扶養手当の支給停止等受給資格を喪失した場合)
- 支給済みの就学援助費について、調整や返還が生じる場合があります。ご了承ください。

#### 問い合わせ先

児童生徒が在籍する学校または尾道市教育委員会教育指導課学事係(TEL 0848-20-7474)へご相談ください。  
就学援助の申請は、中途申請も随時受け付けています。  
中途申請をされる人は、毎月20日までに申請書に必要書類を添えて、児童生徒が在籍する学校へ提出してください。